

# 答 申 書

(件名：行財政改革に関する意見)

平成23年2月10日

上里町行政改革推進委員会

## 目 次

第 1	総括意見	1 頁
第 2	行財政改革の基本的な考え方への意見	2 頁
第 3	基本指針に対する重点項目への個別意見	2 頁
1	住民サービスの向上	3 頁
2	町民の参画と協働するまちづくりの推進	3 頁
3	行政情報の提供	3 頁
4	自主的で持続可能な行政経営	3 頁
5	計画的な行財政運営	4 頁
6	事業選択と経費の削減	4 頁
7	行政経営システム整備と人づくり	5 頁
参考資料		
1	上里町行政改革推進委員会名簿	6 頁
2	上里町行政改革推進委員会設置条例	7 頁
3	審議経過	9 頁

# 行財政改革に関する意見

## 第1 総括意見

当行政改革推進委員会は、行財政改革に関する意見についての諮問を受け、上里町行政改革推進本部が作成した「第4次上里町行政改革大綱(案)」について、住民の視点を大切にしながら、これまでの取り組みや今後に取り組むべき事項について、審議を行いました。

これまでの取り組みについて、平成14年に策定した「第3次上里町行政改革大綱(平成17年に期間延長)」と同実施計画として策定した集中的に行政改革を実施するための新行財政改革推進プランにおける行政改革の取り組み結果の検証を行いました。経費節減効果や増収効果など推計できる項目において平成17年度から平成21年度の5年間で約14億8千万円の財政効果を生み出すなど、これまでの行政改革大綱の中でもっとも大きな成果を挙げ、町財政の健全化に寄与したものと評価します。一方で目標達成に及ばなかった事項や状況の変化による新たな取り組みも必要となっていることも申し添えます。

さて、第4次上里町行政改革大綱(案)は、平成23年度を初年度とし6年間を実施期間としております。まちづくりの将来像を定めた第4次上里町総合振興計画の後期計画期間とも関連し、本大綱が重要な意味を持つものと認識しております。

第4次総合振興計画の実現には、相当程度の財政負担が必要とされますが、行政需要を支えるための税収や地方交付税などの財源確保は、低迷する経済情勢などの影響により今後も厳しいものと予想され、引き続き行財政の全般に亘る改革が不可欠であると考えます。

これまでの行政改革の成果に満足せず、行財政改革の必要性を改めて認識し、常に改革を行政運営の基本姿勢に見据え、不断な取り組みを進めていく必要があると考えます。

この答申は、行財政改革を進めるうえで、取り組みの方向性について、委員の意見などを取りまとめたものであります。今後の行政改革を進めるにあたりご活用いただくとともに、住民の参加と協力を得ながら既成概念にとらわれない積極的な取り組みによって、山積する課題を克服し、目標とする改革を成し遂げられるようここに要望します。

## 第2 行財政改革の基本的な考え方への意見

本町の人口は、平成21年の3万2千人台をピークに緩やかな減少傾向が続いているとともに、少子高齢社会の進展により生産年齢人口の減少など人口構造が変化しており、住民ニーズに即した行政サービスの提供と持続した行財政運営を両立させる必要があります。また、改革は単に経費を削減するだけでなく、外的な変化や要因に対して適切に対応できる人づくり・態勢づくりが求められています。

そのためには、これまでに構築した施策をゼロベースに見直すなど発想の転換が必要であり、大胆な改革を行うことが求められています

改革は、既成事実への挑戦であり、挑戦するためにはその姿勢が問われることから、町長を先頭に全庁が一丸となって目標を見据えながら強力に取り組むことが必要であります。

さらに先の集中改革プランで行った具体的な目標の設定や進行管理を推し進め、実施状況を住民に積極的に公開し、住民の理解や参加を得ることが重要であります。

## 第3 基本指針に対する重点項目への個別意見

### 1 住民サービスの向上

イ 住民サービス及び費用対効果の双方から向上を図るために、民間活力の導入を容易に活用することが必要であります。

指定管理者制度の運用改善や公共サービス改革法による民間業者の参入について、早急な検討を行い、指定管理対象施設の拡大や対象業務の検討を行うべきであります。

ロ 窓口や電話対応などの接客サービスは、特別な費用を要することなくすぐにできる行政サービスで、直接的に住民の満足度を向上させることができるものであります。接客の基本は、笑顔で親切・丁寧な対応が基本であります。特に「あいさつ」は、住民との最初の接点であり、応対職員の第一印象となることからサービス向上の第一歩として全庁的な取り組みを行うべきであります。

ハ 高度情報化社会の進展に合わせ、電子自治体の確立が必要となっておりますが、電子自治体を推進するためには、相当程度の経費が必要とされます。現行システムの活用状況を踏まえ、システム内容や経費の見直しに加え、新規システムの導入にあたっては、利用ニーズの把握や費用

対効果などの検討を行い、優先順位を付して計画的な導入が必要であります。また、行政情報は個人情報が多く含まれており、行政の信頼を確保するため情報管理に十分な対策が必要であります。

## 2 町民の参画と協働するまちづくりの推進

社会が成熟し、少子高齢社会が到来する中、あらためて支えあいのできる地域やいきがいのある地域の形成が重要になると考えます。

住民サービスの提供やまちづくりに住民の参画や参加ができるようなきっかけづくりやしくみづくりを行政自身が積極的に提供し、環境を整備することが必要であります。また、自ら地域活動やNPO活動を実施している団体に対しても、その自主性を重んじながら行政との連携を深められるようパイプづくりに努めるべきであると考えます。

## 3 行政情報の提供

イ 情報公開制度が確立され、住民が行政情報を容易に入手することが可能となりましたが、行政自ら積極的に行政情報を公表することで、更に住民の理解や信頼の醸成ができるものと考えます。このため各種計画はもとより財政状況、住民生活に関する情報など幅広い情報を分かりやすく提供し、その説明を果たせるように常に住民の視点から提供できるようにする必要があります。

ロ 町民の参画を進めるためにパブリックコメントや公募委員の拡大など、制度の拡充や新たな制度の確立を行うべきであります。

## 4 自主的で持続可能な行政経営

イ 自主的で持続可能な行政経営は、行政運営の基本方針として妥当であり、この方針を堅持するためには、歳入の確保が重要なことであります。

特に、歳入の基幹となる税収の確保を図るため、課税客体の適正な把握を行い、町税等の収納率の向上に引き続き取り組むべきであります。

また、行政サービスや施設サービスに対する費用の一部負担となる使用料、手数料についても、受益者負担の原則に従い、適正な費用負担となるよう改定の実施を含め検討すべきであります。

ロ 厳しい財政状況の中、収入源を自ら発掘することという前向きな姿勢で企業誘致や既存工場における増設の促進など全庁を挙げて取り組み、一日も早く具体的な成果や結果となって表れるよう期待します。

農業・商業の分野においても本町の特性を活かし、元気がある町と言われるような施策の推進を行う必要であります。また、新たな自主財源として広告収入やふるさと納税制度の導入が行われましたが、引き続き自主財源の確保に向けて様々な視点から検討する必要があります。

ハ 歳出についても、収入の大切さや得ることの難しさをしっかりと理解

し、ムダを省くことはもちろんのこと、予算を有効かつ大切に執行しなければなりません。歳入歳出のバランスを図るため歳入に見合った歳出予算となるよう事務事業費の見直しなどについて不断の取り組みや財政負担の平準化を図るため基金の一定額の確保、公債残高の抑制などを行い、財政の健全化に最大限の努力を行うことが必要であります。

ニ 地方公営企業事業の2事業については、企業経営の立場から独立採算制が原則であり、安易な一般会計からの繰り出しに依存することなく、健全化への努力が必要であります。また、特別会計についても同様に、独立採算を基本とし、受益者負担のあり方や収入を確保して健全経営に努めるべきであります。

ト 道路・水路・公園・公共施設に係る維持管理・補修に要する費用は、年々増加傾向にあります。維持管理経費の平準化を図るため中長期的な維持管理計画の策定が必要であります。また、利用状況などにより施設のあり方等多面的な検討を行い、施設の統廃合を含めた効率化を行うべきであります。

ロ 外郭団体に対する町の関与のあり方をはじめ補助事業や委託事業についてもその必要性を検討し、健全で自主的な団体運営ができるよう指導・助言する必要があります。

## 5 計画的な行財政運営

イ 第4次総合振興計画における後期基本計画の策定をはじめ、各種マスタープランの策定にあたっては、住民ニーズの的確な把握や住民の参画を得ることが大切であります。また、費用対効果をはじめ費用面からのアプローチを行い、計画倒れとならぬよう実効性に配慮した計画とすることが必要で、庁内において総合的な調整が行われるよう求めます。

ロ 財政運営においても公会計制度の導入を図り、引き続き町財政状況の積極的な公表を行うとともに、中長期的な視点から財政計画の策定の中で、健全化指標の目標値の設定を行い、計画的で効率的な財政運営を行う必要があります。

## 6 事業選択と経費の削減

イ 行政運営の基本は、最小の経費で最大な効果を得ることであり、特に経常経費の中心となる人件費、物件費、補助費などについては、常に経費節減を図るため、職員給与の適正化、維持管理経費の節減、補助事業の見直しを行い、常にコスト意識をもって、無駄を省き経費の削減を図り、もって財政の弾力化に努めることが必要であります。また、限られた財源を有効に執行するために、あれもこれもから、これかあれかというように事業の優先度と将来の財政負担を踏まえた事業選択を行うこと

が必要であります。

ロ 職員の給与水準をラスパイレス指数で比較すると国家公務員を下回る水準で推移しており児玉郡市の市町とほぼ同様な水準であります。しかし、公務員給与については、様々な意見もあり、引き続き住民理解が得られるよう給与のあり方や適正化に取り組みとともに職員のやる気にも配慮が必要であります。

ハ 事務事業数は2千とも3千事業とも言われますが、昨年政府や地方公共団体において、事業仕分けによる事務事業の見直しが行われました。

事務事業も時代や情勢の変化に対応した見直しが必要であり、P D C Aサイクルを活用した事業評価制度が試行で実施されましたが、この制度を発展させて、事業内容などの改善を図りながら、常に事業の最適化への取り組みが必要であります。

## 7 行政経営システム整備と人づくり

イ 改革を持続・円滑に進めるためには、改革を担う人づくりが重要な点であることは、言うまでもありません。職員一人ひとりが常に改革・改善の姿勢をもって日々の業務を実践し、課題の大小問わず改革に挑み、成果を挙げられる人材の育成が必要であります。このため職場内外の研究を充実し、挑戦心をもった職員の養成が必要であります。

ロ 組織・機構について、少数精鋭主義のもと住民ニーズに対する的確で、スピード感をもって対応できる組織が望まれます。このため、課題に対応した組織づくりや、人員や業務量に即して柔軟に対応した組織づくりを進めることが重要で、具体的には縦割り行政のデメリットを克服し、横断的な連携の強化、現場への権限移譲、総合調整機能の強化が必要であると考えます。

ニ 職員の定員管理について、平成22年4月1日までの5年間で19人の職員数を削減し、大きな成果が得られたものと評価します。しかし、今後の行財政環境は厳しいことから、民間ノウハウや民間活力の導入、役場内の業務改善や多様な雇用形態の導入などによって、現行人員の更なる削減に努力を行い、当該地域でも最も効率的な役場を目指した取り組みを期待します。

## 参 考 资 料



# 上里町行政改革推進委員会委員名簿

平成22年10月28日現在

職名	氏名	選出区分	摘要
会長	根岸公之	第3条第2項第5号	前上里町区長会長
副会長	北山芳宣	第3条第2項第4号	上里町区長会長
委員	齊藤邦明	第3条第2項第1号	上里町議会議長
委員	高橋正行	第3条第2項第1号	上里町議会副議長
委員	保坂浩哉	第3条第2項第2号	上里町教育委員長
委員	田村好郎	第3条第2項第3号	上里町農業委員会会長
委員	笠原六郎	第3条第2項第4号	埼玉ひびきの農協上里地区代表理事
委員	木村芳雄	第3条第2項第4号	上里町商工会副会長
委員	片倉す寿子	第3条第2項第4号	上里町女性団体連絡協議会長
委員	埴岡キヨ子	第3条第2項第4号	サラ七本木
委員	松本健治	第3条第2項第4号	労働団体代表
委員	田邊孝子	第3条第2項第5号	前上里町教育委員長
委員	堀内康夫	第3条第2項第6号	公募委員
委員	川浦計男	第3条第2項第6号	公募委員

敬称略

○上里町行政改革推進委員会設置条例

(設置)

**第一条** 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、上里町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

**第二条** 委員会は、町長の諮問に応じて上里町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

**第三条** 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- 一 町議会の議員
- 二 町教育委員会の委員
- 三 町農業委員会の委員
- 四 公共的団体の役職員
- 五 学識経験を有する者
- 六 町内に住所を有する者

(会長及び副会長)

**第四条** 委員会に会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(委員)

**第五条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

**第六条** 委員会は、会長が招集し議長となる。

(庶務)

**第七条** 委員会の庶務は、所管課において処理する。

(雑則)

**第八条** この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は町長が定める。

**附 則**

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則** (平成13年9月10日条例第24号)

この条例は、平成13年11月20日から施行する。

**附 則** (平成14年9月13日条例第24号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

## 行政改革推進委員会審議経過

年月日	種 別	内 容
22・10・28	第 1 回会議 (301 会議 室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正副会長の選出について</li> <li>○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次上里町行政改革大綱の推進状況について</li> <li>・平成 2 2 年度行政改革に関するアンケート結果について</li> </ul> </li> <li>○協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問案件について</li> <li>・今後の検討スケジュールについて</li> <li>・次回会議日程について</li> </ul> </li> </ul>
22・11・15	第 2 回会議 (301 会議 室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 次上里町行政改革大綱素案について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> <li>・次回会議日程について</li> </ul> </li> </ul>
22・12・1	意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パブリックコメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・案件 第 4 次行政改革大綱(案)</li> <li>・期間 22. 12. 1～22. 12. 28</li> </ul> </li> </ul>
23. 1. 31	第 3 回会議 (301 会議 室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施結果について</li> <li>・答申案の検討について</li> <li>・答申期日等について</li> </ul> </li> </ul>
23. 2. 10	答申書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上里町長へ行財政改革に関する意見を答申する</li> </ul>